

審 議 票

R4. 4. 27

IV-2

審議項目	行政機関等匿名加工情報の提供		
関係規定	現行条例		新法
	—		第 60 条, 第 109 条～第 123 条
移行パターン	規定がなくなる	規定が変わる	新規
	—	—	・ 行政機関等匿名加工情報の提供
新条例への規定の可否	- 手数料については、条例で定める。(新法第 119 条第 3 項及び第 4 項) - 団体内部の手続に関する規律で、個人情報保護やデータの流通に直接影響を与えない事項については、条例に規定できると考えられる。		

※ 関係規定は、別紙参照

項 目 と 論 点	1 行政機関等匿名加工情報の提供	① 制度を適切に運用することができる体制の構築 ② 提案の審査や行政機関等匿名加工情報の作成における留意点 ③ 審議会の関与
	2 手数料	① 手数料の徴収の要否及び金額等

考 え 方 (案)	< 1 について > ① 次のような点に留意しながら、本市にとって新たな制度となる本制度の運用体制を構築していきたい。 ・ 制度の統一的な運用（制度所管課とファイル保有課の役割や連携など） ・ 提案審査の体制（新たな産業の創出などに資するかどうかという視点も必要） ・ 加工方法や加工結果の基準適合性の確保（委託先の選定を含む） ・ 安全管理措置体制の確保（「個人情報管理責任者」の役割など） ・ 提供先における活用状況の検証 ・ 制度趣旨等の庁内周知 など ② 審議会には、本市における個人情報保護制度の運用状況を報告することとし、その中で、行政機関等匿名加工情報の提供状況についても報告対象とすることを検討している。(審議票IV-3参照) < 2 について > ① 手数料については、国が定める金額と同等の額を徴収することになると考えている。
----------------	--

主 な 意 見	< 1 について > ○ 自治体が保有する情報を利活用するというこれまでにない制度であり、重要なものである。 ○ 国や他都市と統一的な制度運用が望ましく、一定規模で実施しなければ制度として成り立たないため、条例で独自に規定すべき事項は少ないと考える。国が現時点で説明する制度全体が不透明であり、独自に定めない方がよいのではないか。 ○ 自治体ごとに独自の手法で公開されていることがオープンデータの利活用が進んでいない要因でもあることから、行政機関等匿名加工情報については、他の自治体との統一性が重要である。 ○ 産業目的での利活用が重要であることと同様に学術目的での利活用も重要であり、学術目的での利活用についても、採択されるような仕組みづくりを意識してほしい。 ○ 適切な利活用を進めることに異論はないが、庁内での審査基準の統一、契約内容のチェック体制等の細やかな運用面の整備が重要である。 (考え方(案)の是非に関する意見の状況) 上記意見のほかは、考え方(案)に対する異論はなかった。
---------	--